

建設業・林業の一括有期事業を開始する際
事務手続きの一部が不要になります。

1. 一括有期事業開始届の廃止

平成 31 年 4 月 1 日以降に開始する一括有期事業については、

「一括有期事業開始届」を提出する必要はありません。

2. 一括有期事業の地域要件の廃止

平成 31 年 4 月 1 日以降に開始する一括有期事業については、

遠隔地で行われるものも含めて一括されます。

要件：それぞれの事業の規模が、①②に該当すること

①概算保険料の額が160万円未満かつ

②（建設の事業）事業の規模が請負金額1億8千万円未満

（立木の伐採の事業）素材生産見込料1千立方メートル未満

労務に関するご相談は、商工会へ

TEL0943-42-0153